

# 2024（令和6）年度 事業計画

社会福祉法人山鳩会  
ひなたの道 生活介護

## 1. 理念・方針

### （1）法人理念

#### ①障がいがある人に…

自分の持っている力を発揮しながら、普通の生活を営み、自らが社会に価値のあるものである事に気づき、自己実現していけるよう支援する。

#### ②障がいがある人の家族に…

障がいがある人への思いを受け止め、それを実現していく。

#### ③援助者には…

障がいがある人と共に歩みつつ、自己実現を図るために必要なサービスを提供し、常に向上的である人材に育てる。

#### ④地域の方に…

共に生きていく環境を実現するために、互いにメリットのある関わりを築いていく。

### （2）基本方針

①障害特性に応じた支援（人、環境、設備）を提供する。

②自己選択できる環境を提供する。

③就労活動を通じ、自己実現欲求の充足（社会参加など）を図る。

④健康の維持、向上を図る。

⑤地域の方と円滑な関係を築く。

### （3）中期目標（令和4年度～令和6年度）

①日課プログラムの充実を図る。

②活動を自己選択できる体制を整備する。（活動内容、職員の意識）

③多機能型としての活動の充実を図る。

## 2. 施設概要

- |         |                    |                 |  |
|---------|--------------------|-----------------|--|
| （1）施設種別 | 指定障害福祉サービス事業（生活介護） |                 |  |
| （2）利用定員 | 40名（現利用者数36名）      |                 |  |
| （3）開所年月 | 平成28年10月           |                 |  |
| （4）施設規模 | 敷地面積               | 982.38㎡         |  |
|         | 延床面積               | 996.24㎡         |  |
|         | 建物構造               | 鉄筋コンクリート造地上3階建て |  |
|         | 賃貸区分               | （土地）賃貸（建物）所有    |  |

## 3. 職員構成

(1) 雇用契約あり

職 種	配置人数
管理者	1名
サービス管理責任者	1名(兼務)
支援員 (常勤職員)	7名
保育士 (常勤職員)	0名
調理員 (常勤職員)	0名
事務員 (非常勤職員)	1名(本部兼務)
支援員 (非常勤職員)	10名
保育士 (非常勤職員)	0名
調理員 (非常勤職員)	0名
看護師 (非常勤職員)	1名
理学療法士 (非常勤職員)	0名
作業療法士 (非常勤職員)	0名
合 計	21名

(2) 嘱託

医師 (4回/年)	1名
看護師 (1回/月)	0名
理学療法士 (1回/月)	1名
合 計	2名

4. 利用者状況

(1) 障害程度

	1	2	3	4	5	㊤	合 計
愛の手帳	2名	26名	5名	1名	0名	2名	36名
身障手帳	1名	2名	1名	0名	0名	0名	4名
精神保健手帳	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名

※身障手帳・精神保健手帳と重複 ㊤=埼玉県

(2) 年齢構成 (平均年齢…35.9歳)

	19歳以下	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	合 計
男	1名	9名	8名	6名	3名	0名	27名
女	1名	2名	1名	1名	4名	0名	9名
合計	2名	11名	9名	7名	7名	0名	36名

最低年齢 男…19歳 女…18歳 最高年齢 男…59歳 女…52歳

平均年齢 男…35.0歳 女…38.4歳

(3) 担当福祉事務所

東村山市	東大和市	小金井市	小平市	国分寺市	杉並区	港区	荒川区	世田谷区	越谷市	戸田市	合計
23名	2名	1名	2名	1名	1名	1名	2名	1名	1名	1名	36名

(4) 障害支援区分

区分	2	3	4	5	6	未定	合計
人数	0名	1名	5名	16名	13名	1名	36名

## 5. 日課

(1) 月～金曜日

時間	内容
8:00～ 9:50	① ②便送迎
9:50～10:20	着替え等 朝礼 日課の確認
10:20～11:45	創作・運動・生産活動
11:45～13:30	手洗い 昼食 歯磨き 休憩
13:30～15:00	創作・運動・生産活動 清掃
15:00～15:20	お茶 着替え 終礼
15:20～17:00	① ②便送迎

(2) 土曜日

時間	内容
8:00～ 9:50	① ②便送迎
9:50～10:20	着替え等 朝礼 日課の確認
10:20～11:30	創作・運動・生産活動
11:30～12:50	手洗い 昼食 歯磨き 着替え 終礼
12:50～14:30	① ②便送迎

## 6. 重点目標

(1) 健康・衛生

- ① 嘱託医など専門家の指示に基づき、個々の状況に適したプログラムを提供する。
- ② 健康診断、体重測定など定期的に行い、利用者の健康状況を把握し、家庭等とデータ共有を図り、医療機関への情報提供など早期対応を図る。
- ③ 健康についての情報を家庭などに提供していく。
- ④ 自分の歯でいつまでも食べられるよう、口腔衛生支援を行う。
- ⑤ 利用者、職員の健康状態の把握と衛生的な環境整備を行い、感染症対策の徹底を図る。

(2) 就労活動

- ① 多機能型の特性を活かし、B型と共に受注、回収等の就労活動を行う。

種 目	内 容
受託事業	DM封入他
回収事業	廻田町を中心とした古紙、ダンボールなどの回収
その他	ポスティング

(3) 創作活動

種 目	紙すき ちぎり絵
-----	----------

(4) 余暇活動

- ①利用者に希望を聞き、グループ分けを行う。

種 目	音楽活動 カラオケ 足湯 講師による創作活動
-----	------------------------

※B型のプログラムを利用することがある。

(5) 美化活動

- ① 利用者の転倒やケガにつながらないように、日常的に整理整頓を行い、安全な事業所の環境を提供する。
- ② 敷地内外の清掃、除草等を積極的に行い、衛生的な環境を提供する。

(6) 給食

- ① 利用者の健康状態に基づき、可能な限り個別の希望に応じた献立を提供する。
- ② 栄養基準量（一人当たりの栄養基準量）

熱量	蛋白質	炭水化物	脂肪	カルシウム	ビタミン		
					B1	B2	C
720Kcal	28 g	225 g	18 g	320 mg	0.4 mg	0.48 mg	40 mg

(7) 行事

	内 容
4月	春の遠足会
5月	
6月	グループ外出①
7月	↓
8月	夏祭り 夏期休暇 ↓
9月	廻田町運動会 ↓
10月	施設祭会 ↓
11月	運動会会 ① ↓
12月	クリスマス会 冬期休暇 ↓
1月	成人を祝う会会 ↓
2月	↓
3月	

7. 防災訓練

- (1) 災害時の利用者の安全を図るため、防災計画に基づき月1回の防災訓練を行い、年2回全館合同の防災訓練を実施する。
- (2) 大規模災害時の福祉避難場所として、市、関係機関などと協力し機能を果たせる準備を整える。

8. 地域との交流

- (1) 挨拶、清掃活動など積極的に行い、日常的な関係を充実させる。
- (2) 施設祭、ボランティアの受け入れ、地域イベントへの参加、近隣学校との交流など啓発活動を行う。

## 9. 実習生の受け入れ

- (1) 特別支援学校より実習を受け入れ、体験の場とし、入所につなげていく。
- (2) 市や相談支援事業所より実習を受け入れ、体験の場とし、入所につなげていく。
- (3) 大学、専門学校などより実習を受け入れ、福祉職員の養成の一端を担うとともに、人材確保の機会とする。

## 10. 保護者会等との連携

- (1) 支援の充実を図るため、家族の方との情報交換を密に行う。
- (2) 事業所の活動への理解を深めるため、月1回の保護者会（保護者面談）を行う。
- (3) 情報誌を発行し、活動状況を発信する。
- (4) 家族が参加できる行事を行い、交流の場とする。

## 11. 職員研修

- (1) 知識、情報収集のため、研修、見学、交流などを行う。
- (2) 積極的に自己啓発し、支援に活かす。

## 12. 会議

種 目	回 数
職員会議	1回/月
ひなたの道合同職員会議	1回/月
評価会議	2回/年
給食会議	1回/月
ケース会議	2ケース/月
研修報告会	研修後
個別支援計画会議	2回/年

## 13. BCP（事業継続計画）対策

- (1) 防災
 

計画に沿った形で法人全体での訓練の実施、研修の実施を行う。また、定期的に会議を開催し、より実効性の高い防災対策を検討する。
- (2) 感染症
 

計画に基づき、連絡調整や対応手段を整理し、感染症発生時にも円滑に事業の継続または再開をするための体制づくりをする。

## 14. 苦情解決、個人情報保護、権利擁護、虐待防止、身体拘束の適正化、セクシャルハラスメント防止

(1) 苦情解決

①利用者からの苦情解決実施要綱に基づき、苦情に対しては真摯に受け止め迅速且つ円滑な解決方法を見出せるよう努める。

②担当窓口及び第三者委員を提示し、苦情解決への仕組みを利用者・家族へ周知する。

(2) 個人情報保護

個人情報保護規定に基づき、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、データの管理を適切且つ安全に行う。

(3) 権利擁護・虐待防止・身体拘束の適正化

①人権の擁護、虐待防止等に関する運営委員会、担当職員を配置し、必要な支援体制の整備を行う。

②身体拘束の対策を検討する委員会を定期的を開催する。

③職員は、虐待防止の啓発・普及、身体拘束の適正化に関する研修を受講する。

(4) セクシャルハラスメント防止

担当職員を配置し、セクシャルハラスメントの防止、対応にあたる。

**苦情解決**

	氏名	連絡先
責任者	施設長	042-399-2250
担当者	近藤 義登	同上
第三者委員	端山 幸子	同上

**セクシャルハラスメント**

	氏名	連絡先
責任者	施設長	042-399-2250
担当者（男性）	阿部 賢雄	同上
担当者（女性）	二子石 朱根	同上

**虐待防止・身体拘束の適正化**

	氏名	連絡先
責任者	施設長	042-399-2250
担当者	塩野 実	同上